

A41 都道府県によって指導が異なりますが、剰余金の分配を目的としない医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動原資となる資金を基金として調達し、その財産的基礎の維持を図ることができる金額が必要です。

【解説】

医療法人設立認可権者である都道府県知事により対応は異なりますが、医療法人設立認可申請に際して、2ヶ月以上の運転資金の拠出を資産要件として設けている都道府県もあります。これは、窓口収入を除く保険診療収入が、およそ2ヵ月後にしか入金されてこないため、その間の運転資金を確保しておく必要があるためと思われます。

基金制度は、あくまでも資金調達方法の一つとして採用することができます。

コラム) 理事長一人だけで拠出してもいいですか？

認可権者である都道府県によって、その取り扱いは異なります。厚生省健康政策局長通知(平2年3月1日健政発第110号)別添の医療法人運営管理指導要綱において、「社員は、社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適当でない」とされているのみで、この他は何も規定されていません。したがって、理事長のみが全額を拠出することは可能だと思われます。

監事の拠出の有無の対応も異なっており、監事は拠出しなくてもよいと指導している都道府県もあれば、逆に、監事に対しても拠出することを指導している都道府県もあります。